

学校法人会計Q & A

Q 1 : 基本金とは？

A 1 : 基本金とは、学校法人の継続的な維持のために、その基盤である財産を維持しようという考え方で設けられています。学校法人会計基準第29条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と規定しています。(全て自己資金であることが条件となります。)

企業会計の資本金は、株主出資によるもので、株主財産なのに対して、学校法人の基本金は、学校を設立する際に教育のため寄付者から受け入れて学校の財産的な基礎を裏付けています。出資者について考えると、株式会社であれば、出資することで株式を取得することになり、財産権がありますが、寄付金の場合は、出資後は財産権を形成しません。

この基本金によって、学校を安定的かつ永続的に経営していくことが可能なのです。

Q 2 : 基本金にはどんな種類があるの？

A 2 : 学校法人会計基準で次の4つの区分に分類されています。

基本金の種類	内容
第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるもの 新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。
第2号基本金	学校法人が新たな学校の設置、既設の学校の規模拡大・教育の充実向上のために将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額。
第3号基本金	奨学基金等として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として必要な運転資金の額。

Q 3 : 基本金組入前当年度収支差額とは何ですか？

A 3 : 基本金組入前当年度収支差額とは、従来の帰属収支差額にあたり、単年度における事業活動全体の収支差額(バランス)を表します。学校法人は、経営の永続性を担保するため、基本金を組み入れた後の当年度収支差額の均衡を図ることが求められます、そのため、当年度の基本金組入額を確保する必要があります。

Q 4 : 教育活動収支差額とは何ですか？

A 4 : 教育活動収支差額は、経常的な収支のうち、本業である教育活動の収支差額(バランス)を表します。教育活動外(財務活動・収益事業)の収支は含まれないため、経常収支差額よりも明確に本業である教育活動の収支バランスを判断できます。

Q 5 : 経常収支差額とは何ですか？

A 5 : 経常収支差額は、経常的な事業活動による収入(経常収入)とコスト(経常支出)の収支差額(バランス)を表します。特別収支を除いた収支差額であるため、経常的な事業活動が安定的であるかを判断する指標になります。

資金収支計算書の各科目についての内容説明の一覧表

■ 収入科目

(収入) 科目名	内 容 説 明
学生生徒等納付金収入	在学を条件として義務的に、また一律に納付すべきものであって、具体的には授業料、入学金、実験実習費等として学則、校則または学生生徒等の募集要項等に所定の均等額を納入すべき旨が記載された納付金です。
手数料収入	入学試験、編入学（転入学）、追試験等のために徴収する収入、在学証明書、成績証明等の証明のために徴収する収入です。
寄付金収入	金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金とらないものです。
補助金収入	国または地方公共団体からの助成金をいい、日本私立学校振興・共済事業団やこれに準ずる団体からの助成金を含みます。
資産売却収入	固定資産等の売却にかかわる収入です。
付随事業・収益事業収入	学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業などからの収入です。
受取利息・配当金収入	特定資産の運用により生ずる利息、株式の配当金などの収入です。
雑収入	固定資産以外の物品の売却収入、その他学校法人に帰属する上記収入以外の収入です。
借入金等収入	学校法人が資金調達のため、金融機関等から借入した収入です。
前受金収入	当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金を収入したものです。
その他の収入	学生生徒等納付金から前受金収入までの各収入科目に含まれない収入です

■ 支出科目

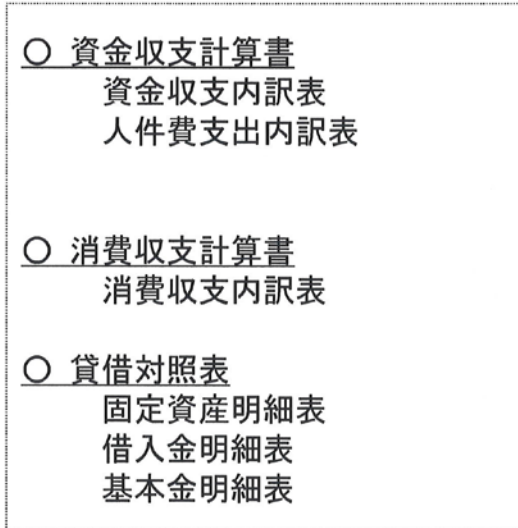
(支出) 科目名	内 容 説 明
人件費支出	教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金です。
教育研究経費支出	教育研究のための経費です。
管理経費支出	役員、法人業務、学生生徒等募集のために要する経費等です。
借入金等利息支出	借入金等の利息の支払です。
借入金等返済支出	借入金等の元本返済です。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定等です。
設備関係支出	教育研究用機器備品、その他機器備品、図書、車輛、ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものなどです。
資産運用支出	有価証券購入支出、引当特定預金への繰入支出等です。
その他の支出	上記以外の支出です。

学校法人会計基準改正の概要

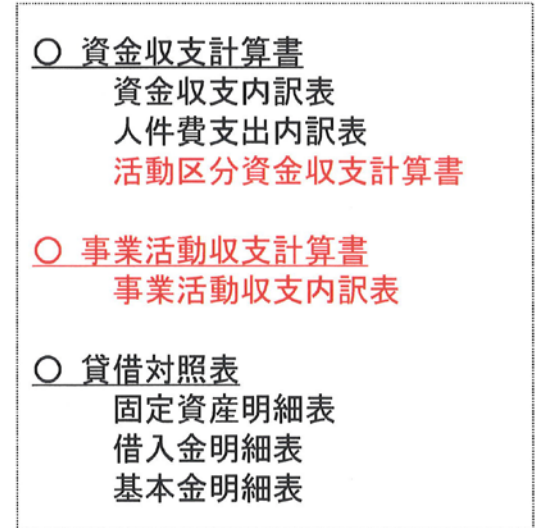
(出典：学校法人会計基準の改正について（省令編），文部科学省高等教育局私学部参事官室，H25.12)

財務3表

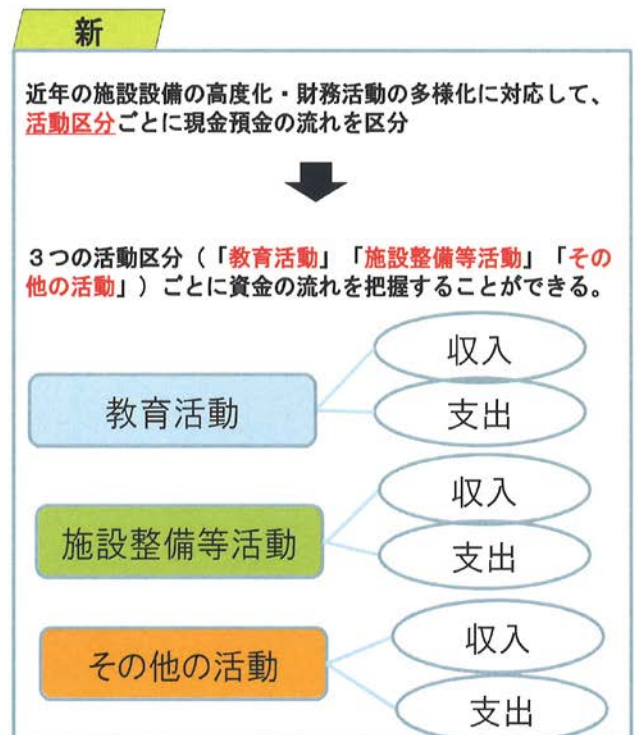
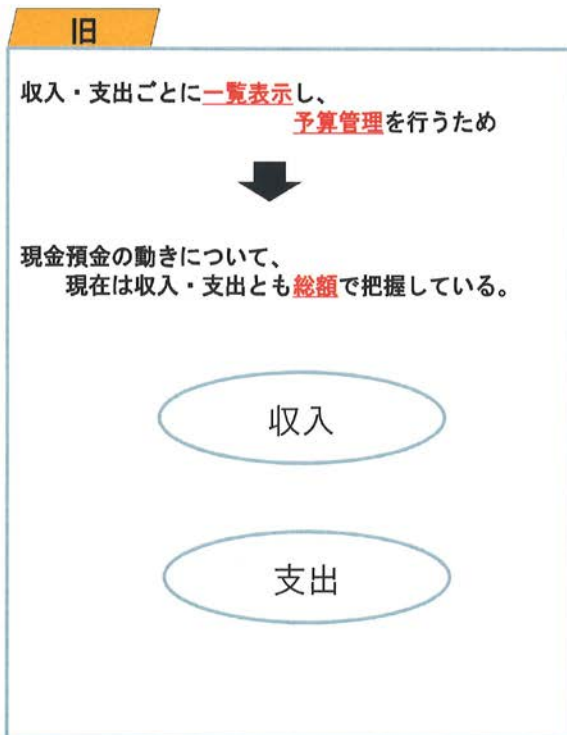
旧



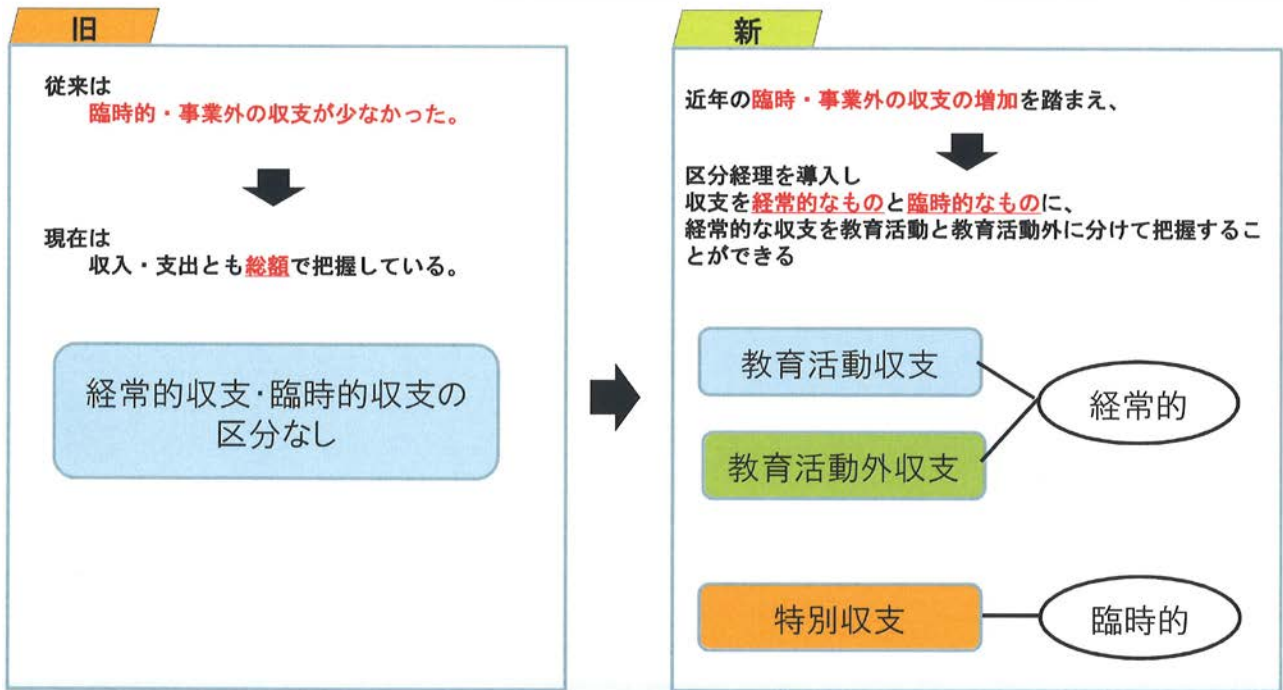
新



活動区分資金収支計算書



■ 事業活動収支計算書



■ 貸借対照表

